



目次

告示	ページ
○生活排水対策重点地域の変更(5件)(清流・環境課)	1
○公共測量の終了の通知(用地対策課)	2
○道路の区域変更(2件)(道路課)	2
○建築基準法による道の指定(建築指導課)	2
公告	
○土地改良区の役員の退任(農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職(〃)	2
○県営土地改良事業の計画の変更(〃)	2
○換地処分の届出(佐川町)(〃)	3
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数(12・5揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	3
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数(12・10揭示)	3
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正(〃)	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体異動の届出	5
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用しているいさき釣りについての指示(12・11揭示)	5
落札公告	
○落札者等の公告(2件)(公営企業局 県立病院課)	7

告 示

高知県告示第819号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により平成17年2月1日から高岡郡東津野村及び同郡葉山村を廃しその区域をもって同郡津野町を設置し、同年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃しその区域をもって四万十市を設置し、平成18年1月1日から高岡郡中土佐町及び同郡大野見村を廃しその区域をもって同郡中土佐町を設置し、同年3月20日から同郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村を廃しその区域をもって高岡郡四万十町を設置したことに伴い、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第5項の規定により、平成3年4月高知県告示第235号で指定した生活排水対策重点地域を次のとおり変更する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

重点地域の名称	四万十川(渡川)の高知県分
指定の範囲	新 宿毛市、四万十市、中土佐町(平成18年1月1日の合併前の大野見村の区域に限る。)、櫛原町、津野町(平成17年2月1日の合併前の東津野村の区域に限る。))及び四万十町の四万十川(渡川)流域(下水道処理区域を除く。))
	旧 櫛原町、東津野村、大野見村、窪川町、大正町、十和村、西土佐村、中村市及び宿毛市の四万十川(渡川)流域(ただし、下水道処理区域を除く。))

高知県告示第820号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により平成20年1月1日から吾川郡春野町を廃しその区域を高知市に編入することに伴い、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第5項の規定により、平成4年12月高知県告示第598号で指定し、平成18年9月高知県告示第617号でその変更をした生活排水対策重点地域を平成20年1月1日から次のとおり変更する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

重点地域の名称	浦戸湾水域
---------	-------

指定の範囲	新	高知市全域(平成20年1月1日の合併前の春野町の区域を除く。)(下水道処理区域を除く。))
	旧	高知市全域(ただし、下水道処理区域を除く。))

高知県告示第821号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により平成17年2月1日から高岡郡東津野村及び同郡葉山村を廃しその区域をもって同郡津野町を設置したことに伴い、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第5項の規定により、平成4年12月高知県告示第598号で指定し、平成8年1月高知県告示第8号でその変更をした生活排水対策重点地域を次のとおり変更する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

重点地域の名称	新莊川水域、浦ノ内湾水域等
指定の範囲	新 土佐市の仁淀川流域以外の区域、須崎市全域及び津野町の新莊川流域(下水道処理区域を除く。))
	旧 土佐市の仁淀川流域以外の区域、須崎市全域、東津野村の新莊川流域及び葉山村全域(下水道処理区域を除く。))

高知県告示第822号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により平成16年10月1日から土佐郡本川村、吾川郡伊野町及び同郡吾北村を廃しその区域をもって同郡いの町を設置し、平成17年8月1日から同郡池川町、同郡吾川村及び高岡郡仁淀村を廃しその区域をもって吾川郡仁淀川町を設置したことに伴い、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第5項の規定により、平成10年3月高知県告示第138号で指定した生活排水対策重点地域を次のとおり変更する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

重点地域の名称	仁淀川流域
新	土佐市の仁淀川流域、春野町全域、いの町全域(平成16年10月1日の合併前の本川村の区域を除く。))、仁淀川町全域、佐川町

指定の範囲		全域、越知町全域及び日高村全域（下水道処理区域を除く。）
	旧	土佐市、伊野町、池川町、春野町、吾川村、吾北村、佐川町、越知町、仁淀村及び日高村の区域（下水道処理区域を除く。）

高知県告示第823号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により平成20年1月1日から吾川郡春野町を廃しその区域を高知市に編入することに伴い、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第5項の規定により、平成10年3月高知県告示第138号で指定し、平成19年12月高知県告示第822号でその変更をした生活排水対策重点地域を平成20年1月1日から次のとおり変更する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

重点地域の名称	仁淀川流域	
指定の範囲	新	高知市全域（平成20年1月1日の合併前の高知市の区域を除く。）、土佐市の仁淀川流域、いの町全域（平成16年10月1日の合併前の本川村の区域を除く。）、仁淀川町全域、佐川町全域、越知町全域及び日高村全域（下水道処理区域を除く。）
	旧	土佐市の仁淀川流域、春野町全域、いの町全域（平成16年10月1日の合併前の本川村の区域を除く。）、仁淀川町全域、佐川町全域、越知町全域及び日高村全域（下水道処理区域を除く。）

高知県告示第824号

高知市長から平成19年7月高知県告示第446号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成19年12月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町柳瀬本村字大川表731番1から 吾川郡いの町柳瀬本村字大川表997番2まで	前	24.5 43.8	64
	後	24.5 78.8	64

高知県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字山伏ガ谷1513番から 四万十市蕨岡字宮ノ川森山乙4500番まで	前	3.6 8.2	214
	後	3.6 14.6	214

高知県告示第827号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の

規定により指定する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

南国市上野田字一ノ堀641番地先から639番地先に至る延長55メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町秋山土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	岡崎 明夫	吾川郡春野町秋山1675
〃	片岡 賢	〃 〃 〃 2335
〃	川澤 一博	〃 〃 〃 563
〃	雨森 廣志	〃 〃 〃 600
〃	川島 俊夫	〃 〃 〃 2521-4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、春野町秋山土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
岡崎 明夫	吾川郡春野町秋山1675
片岡 賢	〃 〃 〃 2335
川澤 一博	〃 〃 〃 563
雨森 廣志	〃 〃 〃 600
川島 俊夫	〃 〃 〃 2521-4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（八流地区経営体育成基盤整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成19年12月21日から平成20年1月28日まで

- 3 縦覧場所  
安芸市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、佐川町から台ヶ森地区（台ヶ森2換地区）の換地処分を平成19年12月5日に行った旨の届出があった。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年12月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年11月30日 19高都計第427号	南国市岡豊町吉田字 野辺281番5	高知市比島町四丁目6番35号 エクレールB棟201 前田 典俊

-----

**選挙管理委員会告示**

-----

**高知県選挙管理委員会告示第146号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、13,069人である。

平成19年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

**高知県選挙管理委員会告示第147号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、175,568人である。

平成19年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

**高知県選挙管理委員会告示第148号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知市選挙区	88,749人
室戸市、東洋町選挙区	6,147人
安芸市、芸西村選挙区	6,932人
南国市選挙区	13,607人
土佐市選挙区	8,356人
須崎市選挙区	7,129人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,887人
土佐清水市選挙区	4,950人
四万十市選挙区	10,102人
香南市選挙区	9,216人
香美市選挙区	8,313人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,707人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,342人
吾川郡選挙区	14,422人
高岡郡選挙区	19,103人
黒潮町選挙区	3,846人

**高知県選挙管理委員会告示第149号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、3,446人である。

平成19年12月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第150号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年12月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

〃	大豊町天坪地区複合集会所	長岡郡大豊町戸手野708番地3	平成19年1月11日
〃	大豊町総合ふれあいセンター	長岡郡大豊町黒石345番地	〃
〃	大豊町ゆとりすと交流センター	長岡郡大豊町東土居222番地1	〃
〃	大豊町東豊永生涯学習センター	長岡郡大豊町大滝498番地6	〃

を削り、

大川村	大川村山村開発センター	土佐郡大川村小松27-1	〃
-----	-------------	--------------	---

を

〃	土佐町保健福祉センター	土佐郡土佐町土居206番地	平成19年12月10日
〃	土佐町西石原文化会館	土佐郡土佐町西石原1193番地の4	〃
大川村	大川村山村開発センター	土佐郡大川村小松27-1	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第151号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成19年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県参議院選挙区第1総支部	異動なし	武内 恵子	異動なし	平19・11・1
異動後			窪田 美香		
異動前	民主党高知県第1区総支部	異動なし	山中 道紀	高知市本町四丁目2-39	平19・11・2
異動後			山村 一正		
異動前	自由民主党高知市新堀支部	異動なし	宇田 洋一郎	異動なし	平19・11・22
異動後			楠瀬 正		

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田村くみこ後援会	異動なし	異動なし	高知市棧橋通四丁目12-11	平19・11・2
異動後				高知市旭町一丁目112	

異動前	こだまひろがるネットワーク	異動なし	高橋 次郎	南国市田村乙2036-3	平19・11・7
異動後			永野 修	長岡郡大豊町葛原203-1	
異動前	拓世会	岡林 康雄	異動なし	吾川郡仁淀川町大崎474	平19・11・8
異動後		竹田 稔		吾川郡いの町3678-1	
異動前	睦会	異動なし	尾崎 清利	異動なし	平19・11・8
異動後			西峰 美江		
異動前	元気アップ高知草の根会	異動なし	異動なし	高知市本町五丁目3-10	平19・11・28
異動後				高知市みづき二丁目702	
異動前	せきや徳後援会	異動なし	異動なし	高知市本町五丁目3-10	平19・11・28
異動後				高知市みづき二丁目702	

**高知県選挙管理委員会告示第152号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成19年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知市新堀支部	高知市九反田3-9	楠瀬 正	解散	平19・11・22

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
菱田征夫後援会	宿毛市片島13-1	岡村 正幸	解散	平19・11・9
安田芳秋後援会	土佐清水市大岐505	近藤 和昭	解散	平19・11・9
東川正弘後援会	高知市小津町8-7	池澤 恒治	解散	平19・11・13
大石真司後援会	高知市北秦泉寺221-12	八木 勝二	解散	平19・11・19

**高知県選挙管理委員会告示第153号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成19年12月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田村 久美子	異動なし	田村くみこ後援会	高知市棧橋通四丁目12-11	平19・11・2
異動後				高知市旭町一丁目112	

異動前	橋本 大二郎	異動なし	こだまひろがるネットワーク	南国市田村乙2036-3	平19・11・7
異動後				長岡郡大豊町葛原203-1	

-----  
**海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示**  
-----

**高知海区漁業調整委員会指示第56号**

宿毛市沖ノ島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成19年12月11日に次のとおり指示した。

平成19年12月11日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会会長 新谷 猛

1 操業の承認

3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象となる者は操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協同組合員又は委員会が適当と認めた者とし、使用する船舶は総トン数5トン未満の漁船とする。

3 操業区域

宿毛市沖ノ島、鶴来島、黒碇、二並島、三ノ瀬島、室碇、水島及び姫島の最大高潮時の海岸線と同海岸線の沖合1,000メートルの線とにより囲まれた区域とする。ただし、第三種共同漁業権第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場区域を除く。

4 操業期間

操業期間は、1月1日から12月31日までとする。

5 制限又は条件

いさき釣りの制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して操業してはならない。

(2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。

(3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレートを他から見や



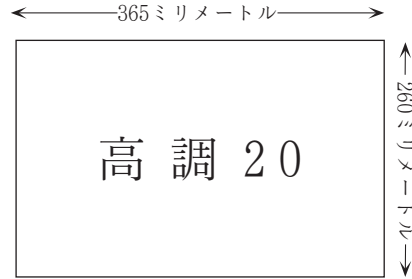
すい場所に表示しなければならない。

(4) 日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊いかりをしてはならない。

- 6 遵守すべき事項  
尾叉長19センチメートル未満のいさを釣ってはならない。
- 7 報告義務  
承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつては、その住所を管轄する都道府県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。
- 8 承認の取消し  
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- 9 指示の有効期間  
指示の有効期間は、平成20年1月1日から平成21年12月31日までとする。

別記  
第1号様式

宿毛市沖ノ島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所  
氏名

㊞

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延操業日数	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年12月21日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
C T（全身用X線コンピューター断層撮影装置）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日  
平成19年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
フクダ電子四国販売株式会社高知営業所 高知市札場46番地の5
- 5 落札金額  
98,910,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成19年9月25日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年12月21日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
核医学画像診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日  
平成19年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
フクダ電子四国販売株式会社高知営業所 高知市札場46番地の5

- 5 落札金額  
86,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成19年9月25日